

議会運営委員会会議録

平成14年12月18日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○里川宜志子 山本 直子
中川 靖広 浅井 正八 木田 守彦 小野議長

2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

3. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）

委員長 署名委員 山本委員、中川委員

議長 あいさつ

委員長 レジメに従いまして議事を進めていきたいと思えます。12月議会に各委員会に付託されました事案につきまして、別紙に添付いたしておりますように、その結果が記載されております。それによりますと、総務常任委員会に付託されました議案第49号一般会計の補正予算が賛成多数で採決によって決せられたということでもあります。その他の事案につきましては、それぞれ各委員会で満場一致で可決されているという報告をいただいておりますので、その確認をしておきたいと思えます。従って最終日本会議での取り扱いにつきましては、議案第49号を除く各議案の関係につきましては委員長報告どおり可決という手順になろうかと思えますが、そのように確認してよろしいでしょうか。49号の関係につきましては採決になりました状況というのは、小集落事業の関係、いわゆる安堵町との関係だけの分が扱いはいかがなものかということで意見が出ました。そして討論採決ということになりました。その点をご理解いただきまして、賛否の討論が行われ採決になるということでご理解をいただいております。

2つ目の関係は、追加日程として市町村調査合併特別委員会の委員の定数を改正することについてを定義させていただいておりますが、若干このことについて説明を申し上げておきたいと思えます。16日に特別委員会を開催いたしまして、いろいろ審議をいたしました。その審議の争点としては、法定合併協議会の設置を求める住民請求がきました。それを受けて一体どう対応するかということでありました。理事者側からは2月4日に臨時会を7町が申し合わせて一斉に開くという日程であ

るということであります。特に2月4日に設定した理由というのは、いわゆる平群町の町長選挙が1月に行われるということなどが配慮したものだということであります。そこで委員会としてはこれまでこの関係についての作業の流れについての説明を受けて、質疑討論に入ったわけですが、質疑討論はいろんな日程、取り扱いの問題について議論になったわけでありますが、いずれにしても斑鳩町単独で応えられるような性格のものでありませんので、明確にはなり得ませんでした。従いまして、7町の協議会としては12月25日に会合が持たれるようであります。そこでいろいろそれに向けての打ち合わせ、相談をする。その際に恐らく2月の臨時会に提出される。規約等の調整が行われて、それが提出される。その中で合併協議会の関係については合併を前提にした協議会になるのか、あるいはいくつかの選択肢がありまして、是非を論ずる広い意味での協議会の場ということになるのかという意見がありましたが、この面についてはいわゆる7町で協議をしている問題だとして、広く論議を求めるということで、その是非を含めて論じるということ、広く論議をするということをおっしゃっています。明確に規定して取り組んでいくという方法になるだろうという意見等がございました。そこで町としては全協でも報告しておりますように、1月の始めには議員にその内容をお配りすることができるのではないかということでありますので、そうしますと、6人で構成する委員会だけではなく、合併問題というのは大事な問題でもありますし、議会全体の問題でありますので、議会の全員が聞ける場を持った方がいいのではないかということで、全員協議会を開いて説明を聞くように、そして各議員の理解を深めてもらえるように配慮した方がいいのではないかという議論がございまして、委員会ではそのようなことを考えようと終わりました。その後全員協議会をするということよりも、むしろ本格的に合併問題の時期を論じるという関係は議会も大きな責任があるわけですから、そういう意味からいくと全員協議会ということよりも、今持っている特別委員会の構成を充実させて

議員全体一人ひとりが確信をもってものごとが言えるように、参加してもらおうということで特別委員会の委員の「6名」という構成を「議長を除く全員」ということで全員参加をするということで、委員会を強化しようということを言いつつ、住民にも議会が合併問題について積極的に取り組んでいくという姿勢を見せるし、その方が論議が深まっていくということになればなおさらいいのではないかとということになりまして、また臨時会が開かれるなら、臨時会が開かれる日にそれを提案して、後取り扱いなどを決めていったらいいのではないかとこのように思っていたのです。ところが今12月開会中でありまして、何も2月まで待たなくていいのではないかと、しかも1月にそういう場を持ってほしいという意見などが出ているわけですから、そうするとその場合の審議は法的根拠のある特別委員会でやった方がいいのではないかと。そうすると特別委員会の構成というのは今変えておいた方がいいのではないかと。12月議会の最終日に間に合うのではないかとということになりましたので、急遽特別委員会の正副委員長にも連絡して申し上げ、その他特別委員のみなさんには事務局から連絡をして、そういうことについて聞きますと、この関係についてはこういう形にした方がいいのではないかとこのことで、特別委員会のみなさんのご同意を得てこういう形にしようということで提起をすることになりました。従って議会運営委員会のみなさんにもこういう形に変えていきたいというように考えて提起することにいたしました。今ひとつは余談ですが、この関係については委員会規則では特別委員会の委員の定数については議会の議決を要するというもので、5条の2で決めています。5条では特別委員会を設けるという関係については決めているのですが、特別委員会を設けた後の関係についてはどこにもないわけです。都市計画の関係だけが関連要綱の所にだけ書いてある。本来関連要綱に書かれるべき性格のものでなくて、むしろ法的根拠として委員会の取り扱い機構に基づいて本会議で議決していく。従ってどういう構成であるか、どういう目的であるかという関係がきちつ

と残らないといけない。そういう整理が実際できていない。この要覧には載せておかなければならないと思う。前の議会で改正した内容がありますし、今回も条例改正が出ています。そういう意味で今することがいいのか、3月議会で改めてすることがいいのか、事務局で検討していただいて差し替えの段取りをしてほしい。折角差し替えをするのだったら、合併問題と合わせてですが、全議員の研修の関係も不十分な面がありますので、そのことも合わせて3月に計上することにして、そして差し替えを改めてしてもらったらいいいと思いますが、そういうことを感じたということを申し上げて、この追加日程を提起しようとしている問題についてみなさんのご意見をいただきたいと思います。

上程案はここには出ていないのですね。

議 長 議長発議という形でさせていただきたいと思っています。

委員長 追加日程というだけでいいのか、中身は書かなくていいのか。この関係の必要性というのは、委員会条例の第5条の2に基づいてこれを発議することになるので、そのように根拠をきちっとしておく必要があるのではないですか。

議 長 委員会の定数の変更ということですか、今委員長おっしゃっているように、委員会からそういう理由で発議という形で取らせてもらうのはもう少し明確な、議員みなさんにも理解してもらいたいから、全協でそのことを説明して、それで本会議で議長発議ということで局長から説明がありました、・・・

委員長 議長発議でもいいんですが、その時にはこれを改正することについて、委員会条例第5条によって議会の承認を求めるという議案をつくらないといかんということを申し上げている。そしてその中身としては6名

を議長を除く何名として、それは議長発議でも結構やけれど、その場合には事務局長に読ましてもいいわけです。それはどちらにしても、表題だけあって中身のない提案の仕方はあるのかと言っている。手続きはちゃんとしておかないと誰も分からないと言っているのであって、それはしてもらわないといけないと思っている。その辺はきちっとしておかないといけない。改正することによって議案書はつくらないといけないと思うけど、どうか。議員発議であろうか議長発議であろうか。そして議長発議なら議長発議についての採決を取ればいいことである。手続き面については事務局しっかりとしてもらわないといけない。

これも折角議題になったから言うけど、正副委員長は変えなくていいと思っている。そのためには議長発議の方がいいと思う。

みなさんからご意見はありませんか、締めたいと思いますが。

(委員了承)

委員長

そういうことで、議案書の整理だけしておいてください。

それではこうして対処することによって、全員協議会にもご報告申し上げてご理解を得れば、最終日の本会議で決議させていただき、みんなで合併問題を論議していくことにしていきたいと思います。

次に委員会のあり方について、これは一応継続審査にしております。前回はいろいろ議論はしましたが、前回の議論の文書化したものという内容のものでありますけれど、中川さんの方から提起されておりますので、委員会のあり方についての議論する内容について提起していきたいと思います。それではこの関係について説明してくれますか。

中川委員

これは私が議長と相談してこの試案を作らせていただきました。みなさん方に審議してもらえたらありがたいと思います。事務局から朗読していただけますか。

事務局長 (委員会の合理的・効率的な運営を目指しての試案、朗読)

委員長 提起されました内容について朗読していただきましたが、何か補足することがありますか。

中川委員 前回の委員会で発言させてもらった意見の何カ所を文書化して、後2点を追加させてもらっています。この6点についてみなさんで審議してもらったらありがたいと思う。

委員長 このことについて、質問をお受けしたいと思います。

里川委員 私この文書を読ませていただいて、理解しにくい分が何カ所かあるのですが、提起されている内容についての審議は委員会の方で進めさせていただいたらいいと思うのですが、説明をされている文言の中で、私議員をさせてもらって8年目になるのですが、自分自身も現在委員長という役を持たせていただいておりますけれども、この間に正副委員長の短期交替で委員長職の形骸化を招きということについては、そういうふうな言われ方をすると遺憾に思うところもあるし、8年間見てきて決して私は形骸化を招いているというふう感じたことはないのです。むしろそれよりも委員長になられた個人個人の問題として、例えば委員長報告などは委員長として責任を持って自分で作って報告するというような個人の問題とかそういうことについては、この間委員長になられた方をいろいろ見てきた経過がありますけれども、短期交替で形骸化をしているという思いは私自身の中に全くありません。そしてどういうところで形骸化ということを言われているのか理解ができない。また委員会での秩序保持につきましても、議員みなさんそれぞれ住民の代表としてのご自身の態度、対応ということを考えていただいている中ではそれぞれ理性

ある態度で委員会にも望んでいただいているというふうに思いますので、そういう中で言う秩序保持権というのもそれは委員長の問題なのかと感じているのです。それと委員会の地位を低下させるとか委員会自体の権威を失墜させるとかということが短期交替のために起こるといふふうにかかれていてのことについては全く理解ができないというふうに感じたのです。議会と長との対等の関係を損なうとありますが、対等の関係というのはあくまでも対等の関係であると、関係を損なっているとか、議会の弱体化ということで、ここもよく分からないのですが、このことがもし表面的に感じられるのであれば、もっと深い意味、違うところに問題があるのではないかと感じたりするのですが。私はあくまでも対等の関係を損なっているとは思いません。対等であると今も思っておりますし、正常な議会運営を確保するというのは、じゃあ今は異常なのかという、この文書を見て納得できない理解できないというような感じで読ませていただいたという率直な感想です。6点についての審議はしたらいいと思っています。でも説明の文章のところですごく引っかかって納得できないというのが私の感想です。その辺提出者がどのようにお考えになっておられるのか、聞かせていただきたいと思います。

それから議会運営委員会の構成委員を排除している環境というのは、どういう経過でそうなっているのか。以前は副議長が入っていたのか。副議長というのはどういう役職なのかということと、議会運営委員会はどういう役割を果たす委員会なのか、そのところの関係を明確にしてきちんと問題点を考えるべきだと思う。議会運営委員会というのは議長の諮問機関だろうというように私は認識しているのですが、その辺のところの関係をもう少しみんなではっきりさせて考えていくべきかなと思います。そして議長の代理として出席して発言ができるよう従来の形に戻すと書いてありますが、この従来というのもいつのことなのか、この辺のところを知りたいと思います。これらのことについて説明をしていただけたらと思うのですが。

中川委員

里川委員さんの前段の説明についての感想は里川委員さんの思いとして受け止めました。私の正副委員長、正副議長の1年を2年に改めてほしいというのは、これも私の思いですが、経験のない議長、委員長が1年議案に携わった。で、1年間で勉強するというのは失礼な言い方になるか知りませんが、継続審議していく議案の内容についても勉強を積み重ねて、私も委員長をさせていただいたのが特別委員会の4か月させてもらって、今建水の委員長をさせてもらっていますが、大体その審議についても勉強させてもらっている。その2年目で交替してしまう、また新しい委員長に変わってしまうということが、低下につながるということまでは言いませんが、1年で勉強したものを2年目で発揮できればもっといいかなという思いで2年に改めてほしいということを書かせていただきました。里川さんは里川さんの受け止め方があって、私は私の受け止め方があるから、それは何が正解で何が×か分かりませんが、私の思いということで理解していただければありがたいと思う。

副議長の職務というのは、ここにあるように議長に事故があるときは、また議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行うというのが副議長の職務であるということで、私は認識しております。

最後に、従来 of 形に戻すべきである。議長の代理として出席して発言できるよう従来 of 形というのは、前回委員長から教えていただいたように、従来はそうして発言があったと、その時はいろいろ混乱があったから止めていると聞いたので、過去にはそういう形があったから従来 of 形ということでさせてもらいました。

里川委員

議長の諮問機関である議会運営委員会に何か事故があって議長が出席できないときには、副議長の出席はいいのかなというふうに思うのですが、後の関係の中では議長イコール副議長というようにはならないと思うので、副議長の扱いについては議論していかなければいけないと思っ

ています。委員長職については、私今年委員長をさせてもらっていますが、自分が勉強せなあかんと思うときにはもちろん副委員長をさせていただいていろいろ勉強させていただいてがんばらせていただくというところでやってきた。その上で私は今回委員長をさせていただいているという経過の中で、私はかえって1年ずつで自分がそういう形で勉強させていただける機会を多く設けていただけているというふうに私はこれまで捉えてきておりますので、2年ということになったら新しく来られた人たちが勉強のために1回副委員長を持たせてもらいたいとか、そういうことを思われたときにもなかなか2年ずつで切ったら1期目では経験できないということも出てきますし、再任を妨げないということになっているので私はこの2年ということにこだわらなくてもいいのかなと、特に私自身は監査委員も続けてやっていただいている傾向もあると思うのですが、監査委員の職務に関しては我々全く見ていないわけなんです。監査委員がもう1年やりたいということであれば、私たちは続けてやられることに関して異論はなかったし、やっていただいたらいいと思うのですが、委員会運営や議会運営についてはみんなが参加している状況の中でやっていることですので、私は別にこだわらなくていいのではないかな、できるだけ機会を広くつくっておくということもより民主的な運営ではないのかなと感じています。

委員長

議会運営委員会の関係で、議長の諮問機関という考え方については、議長はそうであるけれども議会運営委員会の任務そのものではないと思うのです。議会運営委員会という関係については、きちっと法律も明確にしていますから、議会の運営に関する事項は議会運営委員会の権限なのです。議会の会議規則、あるいは委員会の条例に関する事項、これも我々の専決事項の関係でして、恣意的な関係でどうこうされるべき性格のものでないということです。3つ目の関係で議長の諮問に関する事項となっている。そして議会事務局の所管に関する事項、その他委員会に

属さないものとありますが、この関係はきちっとして特別に権限と任務を持っているという自覚の上に立たないといけない。そういう自覚の上に立った状態の中で副議長というのが出席しなければならないという要素がどこに出てくるのかということきちっと位置づけしないと、単に出よ出よということだけで入れよということにはならない。

それから、副議長の任務の関係はここに書かれている通りなのです。普通の場合の会議の関係、会長とか副会長とかという関係でどうなっているかという、まず始めに出てくるのが補佐をするということ、行政側の助役とかはそうですね。ところが議会の正副議長の関係は補佐をするという項目は一切ないわけです。これは一体なぜなのかということきちっとわきまえて、あくまでも議長というのはそれぞれの独自の立場であるということなのです。

かつて正副議長の関係について、奈良県でも議長改選の時になって議長はどこかへ雲隠れをしてしまったということがありましたね。その時議長だけが雲隠れしたらそれだけで止まるのだけれど、副議長も同時に雲隠れしてしまう。そうしたら会議の招集はできないわけですね。そういう関係を見ていくと、議長と副議長というのは共同して行動していくということは結構なことなのですが、必ずしもそのことで協議、参加してしまったら同罪なのです。結局そういうことになってしまうのです。だからそういうことで弊害を起こすことになるので、補佐するという云々という関係は一応補佐している状況であっても書いていないというのはそこにあると見ているのです。僕はそれなりに権限というものは立場が違うのではないかなと思っている。だからできるだけ制約されない立場にあるのが副議長の立場であるのではないかと考えています。

それから先日も出たと思うのですが、うちは今定数16名ですね。欠員2名あって14名ですね。委員会は7つある。正副委員長を選ぶとなったら14にんなわけです。そこへ議長と副議長となったら、もう一杯ですね。みんなそれぞれ役を持っている。それをみんな公平に持とうや

ということで、重複するのを避けているわけですね、ある意味で。それは議会の円満性ということもあるだろうし。だからそういう構成になってしまうから、委員長は1年やっただらいかんとか2ねんやっただらいかんとか言わないで、それぞれ円満に行くのだったら助け合ってやっっていくのが斑鳩町のいいところだったと思うのです。それをあえてここで言わなくていいと思う。さてこれをどうしていくかという関係はもう少し議論をしてもらったらいいいと思うし、そういう意味でももう少しいろいろ考えてちょっとでもよくなるように直すところは直していこうということで、全体いままでこういう取り組みをしている関係というのはほぼ全員の了解を得てしてきている問題ですね。それを改めてさらにとということになると、よほど慎重に考えていかなければならないと思ったりもしています。だから副議長本来の任務に備える、本来の任務とは一体何かということに多少相違があるのかなというようにも思うのです。あるいは議会運営委員会では議会運営委員会の任期そのものについてどうなのかと。発言の機会の制限、制約の関係というのはどうなのかと。本会議の関係については議長の権限です。委員会の関係は委員長の権限で、しかも委員会にかかわることについては委員会の権限と委員長の執権にかかわる問題だと思のです。それはそれぞれの委員会のところできちっとやってもらったらいいい。そういう意味でいろいろと物事を考えて議論を深めて言ってもらったらいいいと思う。

山本委員

この1点から6点まで議論することはやぶさかでないのですが、私も前段の文章に関してこういう形で出てくるととてもつらいものがあるというのが正直な気持ちです。いろんなやり方や考え方があって、みんな賢くなっていくというのがひとつの方法やと思うのです。確かに経験豊富でしかもいろんなことが分かっておられる方々がいろんな要職についていくというやり方は少し かも知れませんが、それはそれとして、みんなが賢くなっていくというやり方というのがある一方で追求され

ていっていると思うのです。だからこういう形で書かれるとなかなかつらいものがあるというのが私の正直な気持ちなのです。私個人的な気持ちから言うと、委員長を2年するということについてはそれなりに意義のあることだというふうに思っているのです。思っているのですが、理屈はこういう形での理屈ではないということです。

それから、実は正副議長の交代の関係なのですが、これはこれとして私もこういう形の議論に参加するということについては全くやぶさかでないのですが、はっきり申し上げてスタートラインが平等でないということがあると思います。どこにも慣行もなければ書いたものもなにもないのかかわらず、初めから正副議長のところから排除されている議員がいるという現実があるのではないですか。そのことを認めなくて、平等な立場で議論してくださいというのは提案者の傲りだと思います。それが違うのであれば違うとってほしいと思います。平等やといいながら実はそうでない部分が私たち議会の中にあって、議会で選挙してそうになったから仕方がないと言われるかもしれないが、それはある意味で違う部分があって、基本的にスタート地点が違う。そのことを踏まえた上でどういう議論をしてもらえるかというのが提案の仕方は別にあるというように思うのです。これが私の気持ちです。

委員長

この際みなさんそれぞれ意見があつたら言ってください。このことにこだわらなくてもいいですから、いろんな面で言って、最終的にはいつまでもこんなこと言っておられませんので、どこかで集約せんなあかんと思います。

木田委員

いろいろ文書にして書いていただいておりますが、今までおっしゃっていただいたような意見が出てくるように思います。というのも何も1年とか2年とかその年数にこだわるべきではないのかと。それと委員長は2常任委員会を言われたとき、委員数が少ないから十分な論議が尽く

されないというそういう考え方であるならば、そしたら議員定数の減も考えたかどうか、私は増と言っていましたけれど。減も考えて2委員会にする、そういう議論もなされてしかるべきではないのかとそうのように思います。だから任期とかそういうことだけでなく、そういうことも前向きに今の地方議員としては財政的なことも考えたら検討していくべきではないのかと思います。

議 長

山本委員から正副議長になることを排除するという発言がありましたが、私現議長として残念だなという感じを受けたのです。山本委員がおっしゃっているように選挙で決まったということ。これはあくまでも自治法では任期中の議長ということで、これはどこにでも書いてありますが、任期は条例で定めるということになっていて、その定めていない議会もたくさんある。その中で斑鳩町議会は1年ということを申し合わせで紳士協定ということを取り扱っています。その選考の仕方はきちっとした慣例と規則に従って、検討委員会を開くかどうかの意見もしてもらって、その中で1人でも選挙という発言があれば選挙ということになっているということで、それで排除しているというのは、このメンバーとしては好ましくないのではないかと思う。

それと中川委員が書かれている委員長職の形骸化とかそれらについては、この前段にもありますが議員必携に基づいての文章を指摘しておられると、私はそのように理解しております。議員必携には委員長の短期交替、正副議長の短期交替というのは弊害があるから改めよと書かれていますし、指導性というところにもかっこ書きで（委員会での秩序保持件も含む）ということをおっしゃられるのは、前回の委員会で前段に書かれている委員外議員の発言ということをもっと活用したらどうですかという中川委員の提案で、委員長から混乱したという経過があるんだということで、そのことで指導性の中へこういう部分もあるだろうと、だから1年してから指導性とかそういうものがないとい

う意味ではない。一般的に言えば委員長職の形骸化を招く、代表性と指導性を弱めるというのは一般的な発言であって、中川委員が言っているように委員長の指導性は1年でもある人はあるし、2年目になってもない人もあるし、それは一般論で文章を書かれたというように私は理解しています。

委員長

これを見て、結局は中川さんが議長と相談して、そうでなければいけないと思います。1期目の議員で長い伝統歴史のある関係についてああやこうやと言えるほど勉強しておられたとは思えないのです。だからかなり小野議長の理論が入っている、議長が前回言われていたような関係がここにもられているということが多分にあるだろうなというふうに受け止めています。そのことが悪いとかいいとかは別ですが。僕がここで言っているように、委員会でも交替することができるというのは、それは双方言ってきたときに初めて交替することができるのであって、そうでない限りはできないのです。だから交替するということが書いてあるというけれど、余りにも僕はこじつけやと思う。それはむしろ一定の解釈があったらそこまで辛抱していこうということになってくるのであって、だから1年の任期が来たら代わるという言い方と、任期が来なくてもその時に応じて組み替えをするという関係になっているわけです。だから再選を妨げないということになっているわけです。

正副議長の選び方の問題については、表向きについては書いて通りの関係だけれど、そうでないことがあって本会議場でやっぱり相談事があったのかなど、談合という関係のものがありはしないか、そういうところで決めていないかという関係。だからそういうことは議会政治だからあってやむを得ないと思うけれども、30年以上という人でも議長経験が全く排除されてる人もあるわけです。副議長の関係についてもそうですね。それはなぜなのかということになると、それはそういう面についてどこかで決められているということがあると思う。またそれは

なくせと言っても難しいかわからん。しかしそのような関係が一つの弊害なり云々なりになって、一方的に筋道を立てているけれど、一方でそういう矛盾があるやないかと、その中でもお互いに皆円満にいこうということで、こういうことについても言わないで、行けるようにしようという関係は、斑鳩町がいいというのは議員同士がお互いに平等の立場でしてきているというのが一番の姿やと思うのです。だからそういう議論もあると思うのです。

だからそういう意味で変えていこうということは、いいこともあるし悪い面もある。場合によってそこへ戻そうという関係についてはよほどの調査をしないといかんと思う。先日も副議長の議運の関係を調べてくれと言って、打ち合わせの時に出示してもらったのですが、望ましくはないと書いてあるわけです。望ましくないという言い方のものは余計あるわけです。望ましくないと言われたら、できるだけそういうことは止めようと言って止めているのがうちの実態なのです。特に議会運営の関係というよりも費用弁償の関係はそうだと思う。決まっているのだからもらってもかまわないけれども、我々の良識として受け取るのか議員報酬一本でと言って、目線を住民にしているからですね。だからそういうような意味の関係があるので、十分に議論を深めてみんなが理解できるような状態を持っていったらいいかなと思う。僕はこの提起してもらっている関係について議論したらいいと思うけれど、確かに木田さんが言われるように、16名という議員についての関係について全然我々は議論してとしないのです。本来はあってしかるべきだろうと思う。そういう面についての議論に目を向けるという、あるいは論点として提起するということはしなかったんですね。しかしこれについては日時がいます。際になってはできない、むしろ改選があつてすぐにでも取り組んでできるだけ余裕をもって決めておかないといけないと思う。

それと2点目の委員会の傍聴の発言云々は規則にも書いているからあえてここで言わなくても、秩序保持をして有効な現在の制度を活用して

と、しかし本質的には僕はこのことについては議運として注文を特に付けなくてはならんということであってはいかんと思っているわけです。それはあくまでも委員会の自主性と主体性に基づく問題であるし、委員長権限に属する事項である。だからその中で配慮されていくとか、だから傍聴というのは我々原則で認めているけれど、委員長があかんと言ったらいいわけですから、その事案毎の判断になると思う。だからそういう面から見て、現在活用できるものは十分活用していくことにしよう、そのためには議員も勉強しようと、そして制度の不備ではなくて、活用されていないということだけのことやからそういうことを考えていこうということでも理解していったらいいと思う。

後の関係の面について、任期の関係とかはどうなんでしょうか。全国的にも2年という関係を持っていることも事実です。法的根拠は4年です。それを縮めていることは一体何か、2年ならいいが1年ならあかんという関係は何か。そういう関係について明確に交替しなければならないということでも来ているわけでもないですから。よく考えてみると、来年4月任期だけれどそのうち3分の1が入れ替わるのですね。そんな中でみんな決めてしまうということになるのかなと。そういうことから言うと、今回議長の諮問で引き継いだということがありますが、見送って新規に考えてもらったかどうかと。5月の臨時会の時に決めてくれて、その1年間にそういうことを決めてくれたらいい。そして2年目に代わるか代わらないかと。そういうことをしなかったら、今決めることは一体どうなのかと思ったりしています。いずれにしてもこの問題についてはいつまでもしておけないので、できたら今日あたり何らかの結論を出しておかないといかんのかなと考えておりますので、ここで休憩をして再開後改めてとりまとめをしていきたいと思います。

暫時休憩します。（午前10時25分）

委員長

再開いたします。（午前10時50分）

委員会のあり方などをめぐっての議会の機能の充実強化の関係についていろいろ議論をいただいてきましたが、我々後残された期間で当面重要な課題となっています合併問題などがございます。その所にお互い議員は賛成反対は別にして積極的に研鑽を積んで議論を深めていく姿勢が非常に大事だと思います。そのためには相互理解を深めて、議会は議会としての態度をきちっと決められるような体制というものをしていくことが大事ではないかと思います。そのためには忌憚のない意見を述べられる場づくりをしていく必要があるだろうと思います。

そういったこともありまして、議会のあり方の問題についてはいろいろな意見をちょうだいしていただきましたけれど、それぞれに一長一短があつて、まだ全体の合意を得ることに至っていない。しかしこれを無理にしていけますと、またいろいろと問題が起こることになります。思わぬところに議論がいくようなことにもなるかと思いますが、勝手ですが、次のようなことを申し上げて委員長判断で結論づけたいと思います。

議運の委員長の集約として、1つは、議会の機能性を高めるために一定の方向性と論点を示して、議論を求めてきた「委員会のあり方」についての論議過程を判断するに、全体の意見をまとめることは困難であると思慮しました。

従って委員会のあり方としては、現行の常任委員会の体制要件を持続することとする。これは現在3つの常任委員会の関係でいくということです。

よって、議会の機能性を高ためるための対応としては、議員自ら日常不斷に研鑽し、現行制度の有効活用と運用の適正化、努力を期待する。

議会の議長、副議長及び委員会委員の任期を2年とすることの是非については、平成15年4月執行の町議選によって選ばれた議員によって決定されることが妥当と考える。

現在我々が後任期を少なくして、改選後の議員の分を制約するという

関係については避けたい。これは特にいつもの議員選挙と違って3分の1近い関係の議員が入れ替わるという状態が見え見えになる段階においてこれをするのは如何なものかと思imasので、そういうことにして、これは議長からも強い要請があったのですが作文にさせてもらう。やむを得ないと思imas。以上の4点を議会運営委員会の集約として、今後委員会のあり方についての審議は本日をもって終結をしたいと思imasが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

委員長

それではそのように措置をさせていただきます。

次に、陳情書の取り扱いについてですが、ここに金子容子さんの早期救出を求める陳情の文書が届いておりますが、このことの手理についてどうするかということでございます。昨日正副委員長相談したのですが、中身的にはっきりどうこうということが判断しがたい問題がありますので、今日の議会運営委員会でお諮り申し上げまして、みなさんのご意見によって手理を決定したいと思imasしておりますが、気持ちとしては議員に配布をして知っておいてもらうということに留めたらどうかと思imasますが、意見があれば聞かせていただきたいと思imas。

これは郵送であったようですし、しかも発生している場所の議員から来ている問題でもありませんので、この問題については配布ということで措置させてもらいたいと思imasますがどうでしょうか。

(委員了承)

委員長

それではそのように措置をさせていただきます。

次に、その他の3月定例会の関係なのですが、ここに1案と2案があります。1案では2月27日からにしております。これは今までないの

ですが、これは高校野球で斑鳩高校が出るのではないかと、出るとしたら入場式その他の関係でいろいろあるので、こういう時期にしたらということでこういう日程にしたようです。2案の関係は例年とあまり変わらない日程です。こういう事務局からの説明でした。補足することがあれば説明をお願いします。

事務局長 (3月定例会日程の説明)

委員長 それでは1案で提起することにしましょうか。理由付けが難しいですね。

里川委員 議会広報の関係もありますし、改選時期でもありますし、我々できるだけ広報の方も早めに仕上げなくてはならない。

委員長 広報は選挙後に発行するのです。

里川委員 5月1日発行ですけれど、我々がそういう体制に入る前に作っておかないといけない。できるだけ早くしてもらいたい。

委員長 それでは統一選挙があるということと、併せて合併問題議論その他の関係もあり、配慮したということで時期を早めたということで1案に決めさせていただきます。

それと、1月中旬の中頃になると思いますが、みなさんのご賛同を得て、市町村の合併特別委員会がこういう構成になったとして、その時分に開かれるのではないかと思います。ですからその経過を見て、各7町の動向が一体どうなのかということをも25日に把握してもらわないといけませんので、2月4日に臨時会が開かれることは決まっている。そのときの取り扱いをどうするかということについて議運で議論して決めよ

うと言われていますが、今のところ決めようがない。そうしますと、それらが決まった段階で1日で仕上げることができるのか、あるいは期間を設けることになるのか、取り扱いについての問題についての相談事が出てくるような気がするのです。その場合はそれらの経過を見た上で改めて招集することになるということで、1月の中旬頃に議運を開かせていただいて、2月4日の臨時会の取り扱いについて相談申し上げることになるかもしれないということだけ理解をしておいてほしいと思います。

議長

12月25日の広域協議会でどこまで煮詰めた話になるのか、私自身自信はないのです。各議会が今どういう対応をしているのかまだ分かりませんが、その中できちっとまとまるのか、また再度議長で集まろうと言われるのか分からないのですが、できるだけ早い目にその方向付け等について議会運営委員会に報告したい。

それと、前回正副議長に一任ということで、議運の方からいただいております例の吉川議員の35年以上の総務大臣感謝状をもらっていただいたというこの取り扱いについてですが、副議長とも相談させてもらったのですが、敬意を表する花束の贈呈を本会議終了後にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長

他になければこれで議会運営委員会を終了いたします。

(午前11時05分)